

甲南大学教職教育センター 特任教授、特任准教授 募集要項

1. 募集人数 1名
2. 採用職名 特任教授（甲南大学特任教授規程における職名は特任教授Cに該当）、
特任准教授（甲南大学特任准教授、特任講師及び特任助教規程における職名は特任准教授Cに該当）
3. 職務
[特任教授C]
授業及び学習・研究の指導等の教育活動並びに研究活動に従事し、学内委員活動、入学試験等の全学的に取り組む業務を担当する。また、教職課程の編成その他の教職教育センターの運営について責任を担い、教職課程の年間8単位以上の授業科目を担当する。
[特任准教授C]
授業及び相談・指導等の教育活動に従事し、学内委員活動、入学試験等の全学的に取り組む業務を担当する。教職課程の編成その他の教職教育センターの運営について責任を担い、教職課程の年間8単位以上の授業科目を担当する。
4. 任期
[特任教授C]
任期なし。（定年は満70歳に達する年の年度末とする。）
[特任准教授C]
任期は、原則として3年とする。
教育上必要と認められた場合は、1年ごとに前項を通算して5年を超えない範囲で更新することができる。
5. 専門分野 教育心理学
6. 担当科目ならびに業務
 - (1)担当科目
「教育心理学」、「特別支援教育論」を中心として、「道德教育指導法」、「教職入門」、「教職実践演習」等
 - (2)授業以外の業務
 - ・ 学部・学科等における教職に関わる教育課程の編成への参画
 - ・ 教育実習の企画・実施など本センター業務への参画
 - ・ 教員採用試験対策のための業務
 - ・ その他、教職課程および教職教育センターの事業に関わる業務
 - ・ 学内委員会活動、入学試験等の全学的に取り組む業務
7. 応募資格 下記のいずれをも満たすこと
 - ・ 中等教育における相当期間の実務経験を有すること。
(管理職の経験があることが望ましい。)
 - ・ 修士の学位を有すること、またはこれと同等以上の教育・研究業績を有すること。
 - ・ 担当科目について、文部科学省の教職課程認定審査に合格できる教育研究業績を有する方。
 - ・ 本学の建学の精神、大学ビジョン、学修者本位の教育について理解し、大学運営への貢献を厭わず、学園の就業規則等の諸規則を守り、誠実に勤務ができる人物であること。なお、甲南大学「建学の精神」は次のURLをご参照ください。

<https://www.konan-u.ac.jp/gakuen/hirao/index.html>

8. 採用予定日 2027（令和9）年4月1日
9. 選考方法 書類審査、面接、模擬授業
10. 提出書類
 - (1) 履歴書(指定様式) 1通
 - (2) 教育研究業績書(指定様式) 1通
 - (3) 上記担当科目に関する主要な著書・論文等(コピー可) 3点以上5点以内
 - (4) 着任後の教育研究活動についての抱負(2000字程度)
 - * 選考の段階で、学位授与証明書等の提出を依頼します。
 - 採用候補者として決定後、健康診断書（労働安全衛生規則第43条に基づく項目）をご提出いただきます。
11. 提出締切日 2026（令和8）年6月17日(水)必着
12. 書類送付先 〒658-8501 神戸市東灘区岡本8-9-1 甲南大学教職教育センター所長 宛
13. 採否の通知 選考手続き終了次第、本人に通知いたします。

<備考>

1. 封筒に「教員応募書類在中(教育心理学)」と朱書し、レターパックプラスもしくは簡易書留郵便で送付してください。
2. 面接、模擬授業を実施するにあたり発生する交通費、宿泊費は自費となります。
3. 提出していただいた書類については、選考に係る審査にのみ利用し、本学の規則に基づき適切な管理に努めるものとします。

また、応募書類等は原則として返却しませんが、返却を希望される方は、「応募書類等返却希望書(書式自由)」と「返送先を明記した着払いの宅配便伝票または返送用レターパック」を同封してください。
4. 募集要項に関する問い合わせは以下までお願いいたします。

甲南大学教職教育センター事務室 E-Mail:kyooshoku@adm.konan-u.ac.jp

お問い合わせは、必ずEメールでお願いします。
5. 給与、勤務条件等
 - (1) 給与
 - [特任教授C]
 - 俸給月額：485,000円、賞与：年間2箇月(初年度は在職期間に応じて支給)
 - 大学院手当及び超過時間手当、勤続手当、通勤手当、退職金：本学規程により支給
 - [特任准教授C]
 - 本学規程に基づき年俸制とし能力及び経験に応じてその都度定める。特任准教授Cの年俸は、5,626,800円から6,613,200円の範囲内。退職金なし。
 - (2) 勤務場所
 - 甲南大学岡本キャンパス
 - (3) 勤務日及び勤務時間
 - ① 勤務日は、原則として1週5日とする。ただし、行事その他臨時に必要なときは、休日に勤務を命じることがある。
 - ② 勤務時間は、原則として1週40時間とする。
 - (4) 各種保険（社会保険、労働保険）

私立学校教職員共済制度（健康・年金保険）、雇用保険、労災保険
(5)受動喫煙防止措置
敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

以上